

事業者の皆様へ

岡山市都市整備局建築指導課

簡易リフト、エレベーターに関する建築基準法の手続きについて

平成21年2月に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。

工場等に設置される簡易リフト、エレベーターに関しては、労働安全衛生法と、建築基準法が適用されますが、事故を起こしたエレベーターについては、建築基準法の規定に基づく確認申請等の手続きがされておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

企業等のコンプライアンス（法令遵守）が強く求められる昨今、事業者におかれましては、工場等に簡易リフト、エレベーターを設置される際は、労働安全衛生法に係る設置届又は設置報告書と、建築基準法に基づく手続（建築確認、完了検査、定期検査報告）を適正に行っていただきますようお願いします。

なお、建築基準法に関するお問い合わせについては、岡山市都市整備局建築指導課 TEL:086-803-1444までお願いします。

建築基準法では、

- ・ 簡易リフト
- ・ 1 t 未満のエレベーター

についても、原則として、建築確認、完了検査、

定期検査報告が必要となります。

【参考】労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法																										
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重0.25t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）																										
区分	<p>エレベーター かごの面積1㎡超かつ高さ1.2m超</p> <p>簡易リフト かごの面積1㎡以下又は高さ1.2m以下</p> <table border="1" data-bbox="360 954 852 1312"> <tr> <td data-bbox="360 954 469 1081">高 高さ 1.2 m</td> <td data-bbox="469 954 660 1081">簡易リフト</td> <td data-bbox="660 954 852 1081">エレベーター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1081 469 1312">低</td> <td data-bbox="469 1081 660 1312">簡易リフト</td> <td data-bbox="660 1081 852 1312">簡易リフト</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" data-bbox="624 1216 700 1249">1.0㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="512 1274 544 1308">小</td> <td data-bbox="624 1274 655 1308">面積</td> <td data-bbox="775 1274 807 1308">大</td> </tr> </table>	高 高さ 1.2 m	簡易リフト	エレベーター	低	簡易リフト	簡易リフト		1.0㎡			小	面積	大	<p>エレベーター かごの面積1㎡超又は高さ1.2m超</p> <p>小荷物専用昇降機 かごの面積1㎡以下かつ高さ1.2m以下</p> <table border="1" data-bbox="924 954 1490 1312"> <tr> <td data-bbox="924 954 1032 1081">高 高さ 1.2 m</td> <td data-bbox="1032 954 1299 1081">エレベーター</td> <td data-bbox="1299 954 1490 1081">エレベーター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="924 1081 1032 1312">低</td> <td data-bbox="1032 1081 1299 1312">小荷物専用昇降機</td> <td data-bbox="1299 1081 1490 1312">エレベーター</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" data-bbox="1259 1216 1335 1249">1.0㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1134 1274 1166 1308">小</td> <td data-bbox="1246 1274 1278 1308">面積</td> <td data-bbox="1382 1274 1414 1308">大</td> </tr> </table> <p>は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</p>	高 高さ 1.2 m	エレベーター	エレベーター	低	小荷物専用昇降機	エレベーター		1.0㎡			小	面積	大
高 高さ 1.2 m	簡易リフト	エレベーター																										
低	簡易リフト	簡易リフト																										
	1.0㎡																											
	小	面積	大																									
高 高さ 1.2 m	エレベーター	エレベーター																										
低	小荷物専用昇降機	エレベーター																										
	1.0㎡																											
	小	面積	大																									